

平成30年8月17日

航空局 近畿圏・中部圏空港政策室

## 関西エアポート(株)の旅客取扱施設利用料の上限認可について

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第29条第2項に基づく空港運営権者である関西エアポート株式会社からの旅客取扱施設利用料の上限認可申請について、同法第32条第2項において準用する空港法第16条に基づき、本日(8月17日)付で認可しました。

1. 空港の名称 関西国際空港及び大阪国際空港
2. 申請者 関西エアポート株式会社
3. 料金の上限 関西国際空港第1ターミナルビル<国内線>  
大人430円(満12歳以上)、小人220円(満3歳以上12歳未満※)  
※満3歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金  
  
大阪国際空港<国内線>  
大人260円(満12歳以上)、小人130円(満3歳以上12歳未満※)  
※満3歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金
4. その他
  - ・料金の徴収開始時期：原則として平成30年10月28日搭乗分から
  - ・料金の徴収方法：航空券に含ませ航空運賃と同時に徴収

お問い合わせ先

航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室

03-5253-8111 紫原(内線 49-602)、野口(内線 49-616)

03-5253-8729(直通)

03-5253-1658(FAX)